

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和2年8月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費)の支給に関する事務、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定の変更に関する事務、自立支援医療の支給認定の変更に関する事務、地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 1 障害福祉サービスの申請受付、支給決定 2 障害支援区分の認定 3 自立支援医療の申請受付、進達、支給決定 4 補装具の申請受付、支給決定 5 地域生活支援事業の申請受付、支給決定
③システムの名称	基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス受給者台帳、障害支援区分台帳、自立支援医療(更生医療)台帳、自立支援医療(精神通院)台帳、補装具給付台帳、日常生活用具給付台帳、移動支援受給者台帳、日中一時支援受給者台帳、地域活動支援センター事業受給者台帳、訪問入浴利用者台帳、自動車運転免許取得費助成台帳、自動車改造費助成台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第84項、内閣府総務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部障害者福祉課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7017

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①福祉保健部社会福祉課 ②社会福祉課長 芦田雅子	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部社会福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(追加)	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	令和2年7月28日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点 500人未満	令和2年7月28日時点 500人以上	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・26・56の2・57・87・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査	自己点検・内部監査	事後	5年経過前の評価の再実施